

知財法務の勘所Q & A（第39回）

音楽教室における著作権問題



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 村上 遼

Q1 今年2月に、音楽教室とJASRACとの間の音楽教室での楽曲の演奏に伴う著作権使用料に関する第一審判決が出ています。実際に演奏をするのは音楽教室の教師や生徒なのに、なぜ、音楽教室事業者とJASRACとの間でこの件が問題になっているのですか。

A1 著作権使用料を誰が支払うべきかは、誰が著作物を利用しているか、本件で言えば、誰が演奏の主体であるかという問題です。これまで裁判所は、「管理・支配」等の要素に着目して、著作物の利用主体を規範的に判断する判決を積み重ねてきました。今回の判決も、その流れに沿ったものと言えます。

1. 著作物の利用主体に関する裁判所の判断の傾向

一定の場所において、あるいはある者の営業に関連して著作物が無断で利用された場合において、著作物を物理的に利用した無数の個人を特定して著作権侵害訴訟を提起するのは困難です。そこで、場所の管理主体や、店舗の運営主体に著作物の利用主体（著作権侵害者）としての責任を認める判決が積み上げられてきました。

クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁）は、クラブのホステス及び客による曲の歌唱について、①店舗の従業員であるホステスが客に歌唱をするよう誘導していること、②選曲は店舗が備えおいたカラオケテープの範囲内で行われること、③カラオケテープは店舗の従業員が操作すること、④店舗側は客による歌唱も店の営業政策の一環として取り入れていることを挙げ、店舗の運営者に著作物の演奏主体としての責任を認めました。また、ロクラクⅡ事件最高裁判決（最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁）は、利用者の指示を受けてテレビ番組の録画（複製）を可能とするサービスに関する事案ですが、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮」すべきであり、「サービスを提供する者…が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器…に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる」場合には、「複製の実現における枢要な行為をしており、…サービス提供者を複製の主体というに十分である」と述べています。この判決の金築裁判官の補足

意見においては、より明瞭に、「行為の主体を判断するに当たっては、…単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことであると思う。」と述べられています¹。

2. 音楽教室判決における判断

今回の判決（東京地判令和2年2月28日²）では、(a) 教師及び生徒による楽曲の全部又は一部の演奏、(b) 当該楽曲を録音したCD等の音源の再生、(c) 当該楽曲の演奏から、生徒が演奏するパートを除去した音源（マイナスイオン音源）の再生が問題となりました。

判決は、「枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否か」という基準を掲げ、次の各考慮要素を挙げて、上記のいずれの態様についても、音楽教室事業者が楽曲の演奏主体であると認めています。

- ① 課題曲の選定：課題曲の選定は、演奏の実現にとって枢要な行為であるが、音楽教室事業者が作成したレパートリー集を使用するか、音楽教室事業者と契約を結んでおり、音楽教室事業者と同視できる立場にある教師によって行われている。
- ② 演奏の態様：演奏行為は枢要な行為であるが、教師による演奏は、音楽教室事業者と教師との契約上の義務の履行として行われ、生徒による演奏は、教師の指導によって行われる。音源の再生は、教師が臨機応変に行うものであるが、そもそも音源の再生を行うかを決めるのは音楽教室事業者である。
- ③ 演奏への関与：音楽教室事業者は、教師のライセンス制度、指導研修、マニュアルの作成などを通じて、レッスンの方針や指導内容等に対する強い管理・支配を及ぼしている。
- ④ 施設・設備の提供：音楽教室事業者は自らの費用で教室を提供しており、演奏に必要な施設・設備は音楽教室事業者の管理・支配下にある。また、楽譜や楽器は生徒が準備していることがあがるが、それらはそもそも生徒により準備されるべきものであるから、音楽教室事業者の管理・支配を否定するものではない。
- ⑤ 利益の帰属：音楽教室には演奏が不可欠であり、生徒が支払うレッスン料の中には、著作物の利用の対価部分が実質的に含まれており、それを音楽教室事業者が取得している。

1 ロクラクⅡ事件については、管理・支配と利益の帰属の2要素に着目するクラブキャッツアイ事件とは異なる基準を述べたものであるとの評価もありえますが、いずれにしても、法的・規範的な判断を行うという点では共通しているといえます（中山信弘「著作権法（第2版）」（有斐閣、2014年）609頁）。

2 本判決に関する論考・評釈として、小泉直樹「音楽教室における音楽著作物の利用主体」ジュリスト1545号8頁、横山久芳「音楽教室等における著作物の実演をめぐる法律問題」法学教室479号57頁、上野達弘「音楽教室と著作権」Law&Technology88号20頁、橋本阿友子「音楽教室裁判にみる著作権法の諸問題」ジュリスト1547号79頁、土肥一史「音楽教室事件」コピライト711号22頁、辻本良和「演奏権の意義と音楽教室事件第一審判決」本誌213号23頁。

3. 本判決の評価

今回の音楽教室判決の上記の判断は、上述した判例の流れに沿ったものであり、それらを前提とした現行著作権法の解釈としては、穏当なものと思われま

す。上述のとおり、最高裁は、クラブにおける客のカラオケ歌唱についても、著作物の演奏主体は店舗運営者であるとしており、著作物の演奏の主体性を基礎づける要素としては、営業政策としてカラオケ設備を設置し、客を歌唱に誘導し、従業員が設備を操作する程度のことで足りると判断しています。また、カラオケボックスにおける著作物の利用主体性が問題となったビッグエコー事件判決（第一審：東京地判平成10年8月27日判時1654号34頁、控訴審：東京高判平成11年7月13日判時1696号137頁）でも、伴奏の演奏と客による歌唱の双方について、カラオケ事業者がその主体であると認められています。判決は、カラオケ事業者は客が歌いたい曲を検索できるようカラオケ設備を設置して利用客の便に供していること、従業員が客の求めに応じて機器の操作方法を教示することがあること、客は定められた部屋・時間において料金を払って歌唱すること、曲はカラオケ事業者が用意したカラオケソフトの中から選ばれることといった要素をもとに、カラオケ事業者の著作物の利用主体性を認めています³。

これらの事案と比較すると、音楽教室においては、カラオケと同様、楽曲という著作物の演奏が主たる目的であり、そこには音楽教室に雇われた教師が配置され、教師は生徒を指導・監督し、音楽教室事業者は雇用・委任等の契約やライセンス制度・研修・マニュアル等を通じて一定の管理・支配を及ぼしています。また、レッスンの態様には、生徒の居宅での個人レッスンや、音楽教室の運営を特約店に委託している場合も含まれていますが、その場合でも、それらは音楽教室事業者の音楽教室として実施されているものであり、その内部形態の違いや、たまたま自宅レッスンだったという事情によって結論が異なるのは、社会的に見て妥当でないと思われま

す。一方で、東京地裁が挙げた個々の要素を見てみると、疑問がないわけではありません。筆者自身、幼少期から学生時代を通じて、本件で問題となっている音楽教室に通っていた経験がありますが、例えば、上記①は、幼児や小学生のグループレッスンには強く当てはまるものの、大人の個人レッスンでは、生徒本人の希望がかなり尊重されるケースも多いと思われ、教師による課題曲選定への管理が実態として及んでいるかは疑問です。また、②③については、個々の音楽教室や教師が観念的には音楽教室事業者の管理下にあるというのは事実ですが、生徒としては、どの教師に当たるかが重要な関心事であり、音楽教室事業者との関係を意識することはありません。少なくとも私が行っていたような地方の音楽教室には、その日にレッスンのある教師と、受付の人が出勤している程度で、本社・本部の人員が常時配置されているわけではなく、ましてやレッスン中の個々の演奏行為に対する音楽教室事業者の管理・支配は、非常に希薄なものです。また、⑤も、レッスン料は教師の授業料と自宅では買えない高価な楽器の使用料という感覚であ

3 また、ライブハウスX.Y.Z.→A事件判決（知財高判平成28年10月19日裁判所ウェブサイト）は、本判決と同様「管理・支配」「枢要な行為」という基準を挙げ、ライブハウスの経営者について、ライブに出演するミュージシャンによる演奏に係る演奏主体性を認めています。

り、実態としては、著作物の利用の対価は考慮されていないという方が適切だと思われます。

したがって、本判決は、誰を利用主体と認めることが妥当かという政策的な観点も考慮しつつ、著作物の利用主体性を極めて観念的・規範的に判断したものであると理解することができ、このような傾向は今後も続くと思われます。もっとも、本判決によれば、生徒の居宅における生徒の演奏も音楽教室事業者による演奏となり、かなり擬制的です。また、社会的に著作権の利用主体としての責任を及ぼすのが適切かどうか、という結論から出発する手法では、何ら明確な基準はないことになってしまいます。今後、個々の事案を通じてこの法理の外延が明らかになることが期待されます。

Q2 著作権法には、演奏権は「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」演奏を行う権利だと書かれています（著作権法22条）。音楽教室のレッスンでの演奏は、公衆に見聞きさせるものではないので、演奏権の侵害に該当しないのではないですか。

A2 本判決は、不特定又は多数の者に聞かせることを目的としていれば、上記22条の要件に該当することを前提に、①音楽教室事業者と受講契約を締結すれば誰でもレッスンを受講できるのであるから、生徒は「不特定」である、②音楽教室事業者が継続的に事業を行っており、生徒の入れ替わりもあることを考慮すると、音楽教室事業者にとって生徒は「多数」とも言える、と判断し、演奏行為は演奏権侵害に該当すると判断しました⁴。

1. 「公衆」の意義

著作権法に「公衆」の定義はありませんが、著作権法2条5項は、「この法律にいう『公衆』には、特定かつ多数の者を含むものとする。」と定めています。本判決は、著作権法22条や、2条5項の立法経緯を検討したうえで、特定かつ少数の相手に見聞きさせることを目的とする場合には演奏権は及ばないが、相手方が不特定又は多数であれば演奏権が及ぶと判断しています。また、「多数」であるかどうかについては、数値基準があるものではなく、事案に応じて判断するという考え方が一般的であり⁵、本判決も社会通念に従って判断するとの立場をとっています。

2. 「公衆」であるかどうかの判断時点

より問題であるのは、生徒が「公衆」に該当するかどうかをいつの時点で判断するかです。すなわち、仮に生徒が受講契約を締結した後の時点において「公衆」かどうかを判断するのであれば、生徒はすでに受講契約を締結し、音楽教室事業者と一定の結合関係ができている者であるから「特定」の者であり、かつグループレッスンであってもその人数はせいぜい10名程度であることから、「多数」には該当しない、という可能性があるためです。

この点について、本判決は、音楽教室は継続的に運営され、生徒には常時入れ替わりがあるという実態を踏まえると、1つの時点における受講契約を締結済みの生徒を前提に「公衆」への該当性を判断するのは妥当でない、としています。

4 本稿では取り上げていませんが、本判決では、練習過程での拙い演奏や、数小節ごとに区切った演奏が、聞かせることを「目的として」演奏することに該当するのか、という点も問題とされています。

5 半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタール1（第2版）」（勁草書房、2015年）958頁〔龍村全〕、中山・前掲注1・253頁。

この点は、映画やコンサートのことを考えると分かりやすいと思われます。例えば、一般にチケットを売り出したものの、結果としてチケットを買った者が数人しかいなかった場合に、実際の観衆・聴衆はチケットを買った者であるから「特定」であり、数人であるから「多数」でない、と考えるのはいかにも不合理です。過去には、ダンス教室の生徒が「公衆」に該当するかについて、本判決と同趣旨の判断がなされています（ダンス教室事件判決（第一審：名古屋地判平成15年2月7日判時1840号126頁、控訴審：名古屋高判平成16年3月4日判時1870号123頁））。

したがって、ある一時点のみを切り出すのではなく、音楽教室の運営を総体として捉える本判決の手法は、妥当なものと考えられます。

Q3 音楽教室で演奏をする教師や生徒は、すでに楽譜やそれに付属する参考音源を有料で購入しているはずですが、それに加えて、演奏に対する対価が発生するのですか。

A3 これは、楽譜及び音源の譲渡の際に演奏権まで消尽するか、という興味深い論点です。本判決は、①楽譜及び音源は家庭内での利用等に供されることもあることから、それらの譲渡の際、演奏権の行使に該当する態様での演奏が当然に想定されているとは言えない、②楽譜への登載及び音源の録音（複製）と、公衆に聞かせる目的での演奏は、支分権が異なる別個の行為であり、著作権者が双方の対価を得ても二重の利得にはならない、③楽譜及び音源の購入者がそれを演奏権の及ぶ態様で演奏するかを把握することは困難であり、それらの譲渡時に演奏権の対価を取得する機会が保障されているとも言えない、として、消尽を否定しました。

1. 消尽の根拠

中古ゲームソフト事件判決（最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁）は、映画の著作物たる家庭用ゲームソフトについて、ゲームソフトが一旦適法に譲渡された以上、その頒布権の効力は、それを公衆に再譲渡する行為には及ばない、と判示しました。最高裁は、消尽の根拠として、（ア）著作権者の権利の保護は「社会公共の利益との調和の下」に実現されなければならないことを前提に、（イ）再譲渡につき再度著作権者の許諾を要することとすれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、却って著作権者の利益が害される可能性があり、著作権法の目的に反する事態が生じうる、（ウ）著作権者としては、最初の譲渡の際に譲渡代金あるいは使用料を取得することができ、代償を確保する機会は保障されているから、著作権者に二重の利得を認める必要性は存在しない、という点を挙げています。

2. 本判決の評価

これまでの消尽論は、特許権に関するものも含め⁶、いったん市場に置かれた当該商品の自由な流通という点に着目して形成されてきたものです（上記（イ））。しかし、購入した楽譜や音源の演奏について再度著作権者の許諾を要することとしても、楽譜や音源の中古品としての流通を直接阻害するものにはなりませんので、これまでの消尽論の根拠をそのまま及ぼすことはできません。また、仮にこれまでの消尽論の「商品の自由な流通」を、「購入後の商品の利用」に置き換えたとしても、今回の音楽教室判決も指摘しているとおり、個人、家庭内や特定少数のグループ、あるいは営利を目的としない演奏（著作権法38条1項）で利用する限りにおいては、全くそ

6 最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁。

の利用が阻害されるということはありません。したがって、演奏権が一律に消尽するという判断を下すことは困難と考えられます。

もっとも、上記（ウ）に照らすと、本判決の理由付けには疑問もあります。例えば、ヤマハのグループ会社である株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングスは、多数の楽譜やそれに付属する音源を発売していますが、その際には、購入された楽譜及び音源のうち相当程度の部分がヤマハ音楽教室へのレッスンに使われるであろうということは当然に想定されます。少なくともこれまでは、著作権者にとって、楽譜及び音源の販売時にしかレッスンにおける演奏の対価の回収機会がなかったのですから、演奏の対価のうち一部については、楽譜や音源の値段に反映されていたのではないかと考えることもできます。複製権と演奏権では支分権が異なるという機械的な理由や、購入後に演奏権の及ぶ態様で演奏するかを把握することは困難であるという事情が、著作権者が二重の利得をしていないという十分な理由になっているかは、疑わしいと言えます。

筆者としては、これは、現時点でどちらかの正解がある問題ではなく、むしろ、裁判所が、これまでグレーな扱いとなっていた問題に明確なルールを設定することで、今後、楽譜・音源の値段やレッスン料の調整と、それに対する需要者の行動を通じて、適正なバランスが実現されていくべきものと考えています。

Q4 この判決の影響として、どのようなものが考えられますか。

A4 本件は控訴されており、まずは知財高裁がどのような判断を下すのかが注目されますが、仮に本判決と同様の内容で判決が確定した場合、事業者がその看板の下でサービスを提供する過程で著作物が利用されるケースでは、当該事業者がそれに一定程度の観念的な管理・支配を及ぼしていれば、必ずしも直接的な管理や、物理的な場所や設備の提供がなくても、著作物の利用主体としての責任を負う、ということが明らかにされることとなります。昨今のコロナウイルス感染症の影響により、今後、自宅やリモートでのサービスやレッスンの実施といった形態も増加してくるものと思われますので、この点は一定の重要な意義を有することになると考えられます。

また、消尽に関して言えば、購入された著作物がその後再譲渡以外の形態で利用される状況は、音楽だけに限られません。例えば、市販のリスニング教材を個別指導塾や家庭教師の教材として利用し、生徒の前で音源を再生（上演）する行為、シェアハウスの共有スペースにテレビゲームを設置し、入居者の利用に供する行為など、多様な状況が考えられます。すでに著作権の管理団体による権利処理がなされている領域もありますが、著作物の利用形態が多様化する中で、著作権法の柔軟な解釈がどこまで認められるのか、知財高裁からの示唆が注目されると思います。

以上